



2024年3月19日

各 位

会 社 名 第 一 三 共 株 式 会 社
代 表 者 代表取締役社長 奥澤 宏幸
(コード番号 4568 東証プライム市場)
問合せ先コーポレートコミュニケーション部長 朝倉 健太郎
TEL 報道関係者の皆様 03-6225-1126
株式市場関係者の皆様 03-6225-1125

当社米国子会社役職員に対する信託型株式付与制度の一部変更について

第一三共株式会社（本社：東京都中央区、以下「当社」）は、2022年8月30日に公表しました通り、当社米国子会社の役職員（以下「役職員等」）を対象とする新たなインセンティブ・プランとして、信託型株式付与制度（以下「本制度」）の導入を決議し、その後2023年5月16日に本制度の一部変更を決議しましたが、本日、再び本制度の一部変更について決議しましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 変更の背景

当社は、従前の株価連動型金銭報酬に代えて株式を付与することで、役職員等のエンゲージメント向上や優秀な人材の獲得・引留め（リテンション）を図ることを目的として、本制度を導入いたしました。本制度は、当社米国子会社が拠出する金員を原資として当社が設定した信託（以下「本信託」）が、当社株式を取得し、本信託を通じて役職員等に当社株式を交付する制度です。今般、諸般の事情により本信託の設定が予定より遅れている状況に鑑み、以下の変更を行うことといたしました。

2. 変更の内容

(1) 2023年5月一部変更時の本制度の内容

信託契約日	2024年4月11日（予定）
信託の期間	2024年4月11日（予定）～2026年8月31日（予定）
制度開始日	2024年4月11日（予定）
株式の取得時期	下記の各期間、金額にて株式取得を実施 ①2024年度 約260百万ドル相当の円貨（予定） ※同年2024年4月5日のTTM*を使用して日本円に換算予定(次年度も同様) * Telegraphic Transfer Middle Rate (仲値) 2024年4月16日（予定）～2024年6月21日（予定）

	<p>②2025年度 約140百万ドル相当の円貨（予定） 2025年5月26日（予定）～2025年6月20日（予定） （なお、決算期（四半期決算期を含む）末日以前の5 営業日から決算期末日までを除く）</p>
--	--

（2）今回変更後の本制度の内容

変更箇所は下線を付しております。

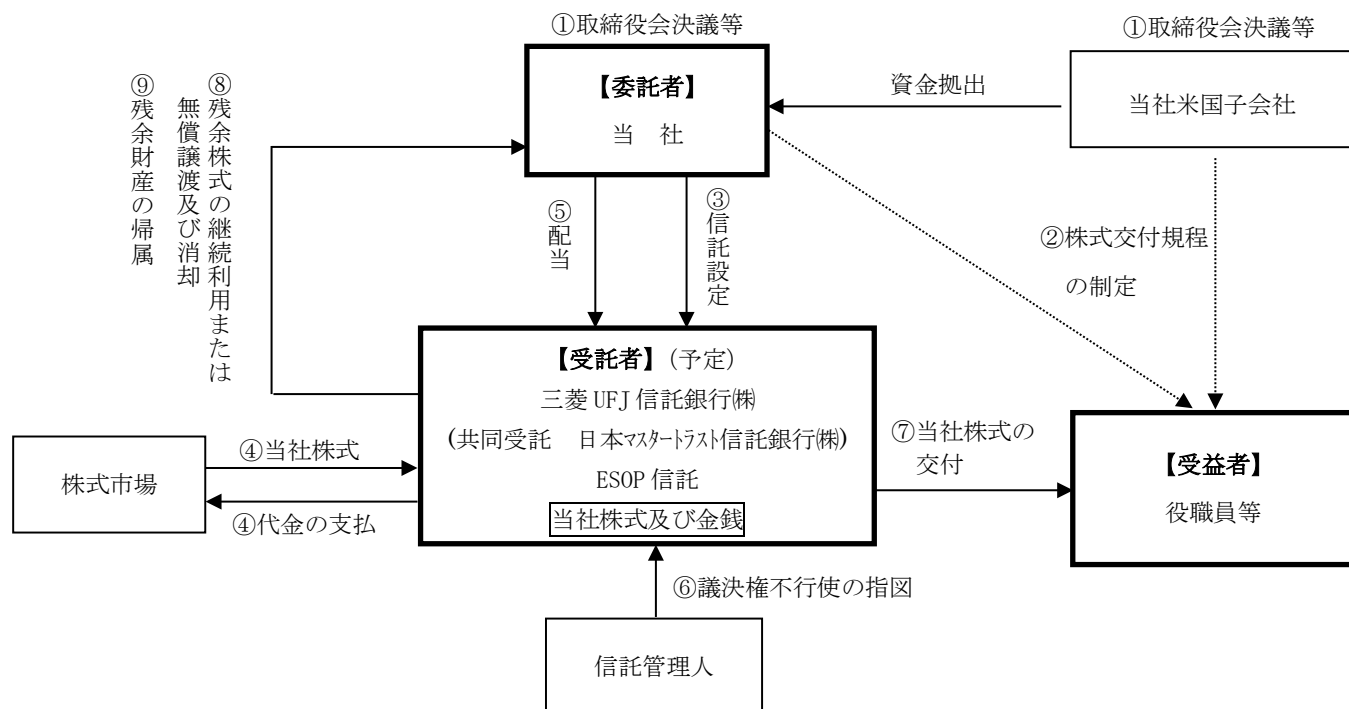
信託契約日	<u>2025年1月15日</u> （予定）
信託の期間	<u>2025年1月15日</u> （予定）～2026年8月31日（予定）
制度開始日	<u>2025年1月15日</u> （予定）
株式の取得時期	<p>下記の各期間、金額(株数)にて株式取得を実施</p> <p>①<u>2025年1月20日</u>（予定）～<u>2月17日</u>（予定）：約178万株（予定）</p> <p>②<u>2025年4月 1日</u>（予定）～<u>4月28日</u>（予定）：約135百万ドル相当の円貨（予定）</p> <p>※2024年6月27日のTTM*を使用して日本円に換算予定 * Telegraphic Transfer Middle Rate（仲値）</p> <p>③<u>2025年5月22日</u>（予定）～<u>6月18日</u>（予定）：約140百万ドル相当の円貨（予定）</p> <p>※2025年1月6日のTTMを使用して日本円に換算予定 （なお、決算期（四半期決算期を含む）末日以前の5 営業日から決算期末日までを除く）</p>

(ご参考) 本制度の概要

1. 本制度の導入目的等

- (1) 当社は、現在の株価連動型金銭報酬に代えて株式を付与することで、役職員等のエンゲージメント向上や優秀な人材の獲得・引留め（リテンション）を図ることを目的として、本制度を導入いたします。
- (2) 本制度は、株式付与 ESOP (Employee Stock Ownership Plan) 信託（以下「ESOP 信託」）と称される仕組みを採用しております。ESOP 信託とは、米国の ESOP 制度を参考にしたインセンティブ・プランであり、役職員等の等級及び個人業績等に応じて当社株式を役職員等に交付する制度です。

2. ESOP 信託の仕組み



- ① 当社および当社米国子会社は、本制度の導入に関して取締役会の決議等必要な手続きを行います。
- ② 当社および当社米国子会社は、各社の取締役会等において本制度に係る株式交付規程を制定します。
- ③ 当社は、受益者要件を充足する役職員等を受益者とするESOP信託（以下「本信託」）を設定し、金銭を受託者に信託します。
- ④ 本信託は、信託管理人の指図に従い、③で抛出された金銭を原資として当社株式を株式市場から取得します。
- ⑤ 本信託内の当社株式に対しても、他の当社株式と同様に配当が行われます。
- ⑥ 本信託内の当社株式については、信託期間を通じて、議決権を行使しないものとします。
- ⑦ 信託期間中、等級及び個人業績等に応じて、役職員等に一定のポイント数が付与されます。一定の受益者要件を満たす役職員等に対して、ポイント付与から一定期間経過後に、当該ポイント数に応じた株数の当社株式について交付が行われます。
- ⑧ 信託期間の満了時に残余株式が生じた場合、本制度もしくはこれと同種の株式交付制度として本信託を継続利用するか、または、本信託は当社に当該残余株式を無償譲渡し、当社はこれを取締役会決議により消却する予定です。
- ⑨ 本信託の終了時に、受益者に分配された後の残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内で当社に帰属する予定です。また、信託費用準備金を超過する部分については、一定の受益者要件を満たす役職員等に対して分配された後、残額を当社と利害関係のない団体への寄付を行う予定です。

(注) 受益者要件を充足する役職員等への当社株式の交付により本信託内に当社株式がなくなった場合には、信託期間が満了する前に本信託が終了いたします。なお、当社は、本信託に対し、当社株式の取得資金として追加で金銭を信託し、本信託により当社株式を追加取得する可能性があります。また、当社米国子会社は各社の対象人数等に応じて信託金相当額を抛出します。

【信託契約の内容】

- | | |
|-----------|--|
| ① 信託の種類 | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託） |
| ② 信託の目的 | 役職員等に対するインセンティブの付与 |
| ③ 委託者 | 当社 |
| ④ 受託者 | 三菱UFJ信託銀行株式会社（予定）
（共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社） |
| ⑤ 受益者 | 役職員等のうち受益者要件を満たす者 |
| ⑥ 信託管理人 | 当社と利害関係のない第三者（公認会計士） |
| ⑦ 信託契約日 | 2025年1月15日（予定） |
| ⑧ 信託の期間 | 2025年1月15日（予定）～2026年8月31日（予定） |
| ⑨ 制度開始日 | 2025年1月15日（予定） |
| ⑩ 議決権行使 | 議決権は行使しないものとします。 |
| ⑪ 取得株式の種類 | 当社普通株式 |
| ⑫ 株式の取得時期 | 下記の各期間、金額にて株式取得を実施
①2025年1月20日（予定）～2月17日（予定）：約178万株（予定）
②2025年4月1日（予定）～4月28日（予定）：約135百万ドル相当の円貨（予定）
※2024年6月27日のTTM*を使用して日本円に換算予定
* Telegraphic Transfer Middle Rate（仲値）
③2025年5月22日（予定）～2025年6月18日（予定）：約140百万ドル相当の円貨（予定）
※2025年1月6日のTTMを使用して日本円に換算予定
（なお、決算期（四半期決算期を含む）末日以前の5営業日から決算期末日までを除く） |
| ⑬ 株式の取得方法 | 株式市場から取得 |
| ⑭ 帰属権利者 | 当社 |
| ⑮ 残余財産 | 帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金等の範囲内とします。 |

（注）上記において予定されている時期については、適用法令等に照らして適切な時期に変更されることがあります。

以 上